

滋賀県社会福祉法に基づく無料低額宿泊所の設備の規模および構造ならびに運営に関する基準を定める条例要綱案

1 趣旨

平成 30 年 6 月の社会福祉法の改正により無料低額宿泊所に係る設備や運営等に関する事項について、都道府県等において基準を定めるとされたことから、厚生労働省令を基に条例により基準を定めるもの。

2 条例の制定内容

(1) 条例の対象となる事業

社会福祉法第 2 条第 3 項第 8 号に規定する生計困難者のために、無料または低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、または宿泊所その他の施設を利用させる事業。

※大津市（中核市）の所管となる施設は除きます。

(2) 県条例独自の規定

ア 事業者の責務として、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従事者に対し、研修の機会を確保することを規定します。

県の考え方

人権の擁護、虐待の防止等の重要性に鑑み、責任者の設置等により施設における責任体制を明確にするとともに、従事者に対する研修の実施について、事業者の責務として規定することとします。

イ 非常災害の発生の際にその事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めることを規定します。

県の考え方

非常災害時等においても事業を継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力体制の構築について、社会福祉施設に共通の努力義務として規定することとします。

(3) その他の規定

施設、設備、人員および運営ならびに経過措置等上記の項目以外の規定については、国基準と同一の基準を条例化することとします。

県の考え方

厚生労働省令に定める基準ごとに検討したところ、これと異なる基準を定める特段の合理性や地域の実情も認められないことから、厚生労働省令と同一の基準とします。

3 施行日

令和 2 年 4 月 1 日

(ただし、サテライト型住居に関する部分については、令和 4 年 4 月 1 日)